

# 厚生常任委員会記録

平成26年4月7日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



平成26年4月7日 日程及び付議事件

日次	月日	摘要
第1日	4月7日(月)	案件 人事異動について 専決処分の報告について その他

## 1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

〃 地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 岡本 昭徳

〃 男女参画国際交流係長 下川 有美

国保年金課長 林 吉治

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

〃 年金保険係長 山内 一哲

税務課長 平塚 俊範

〃 課長補佐兼市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 橋本 有功

こども育成課長 江寄 充伸

こども育成課子育て支援係長 田中 大介

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 内田 幸男

## 4 議会事務局職員氏名

議事係長 江下 剛

## 5 審査日程

人事異動について

専決処分の報告について

その他

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

開会

午前10時1分

開議

### **中村圭一委員長**

ただいまから、厚生常任委員会を開会をいたします。

本日の日程につきましては、4月1日付けで人事異動がありましたので、まず、異動の御挨拶を受けまして、その後、専決処分の報告を受けたいと思います。

以上、よろしく御了承のほどお願いをいたします。

oo

### 人事異動について

### **中村圭一委員長**

それでは、執行部より人事異動の挨拶をお受けしたいと思います。

なお、挨拶につきましては、新しく市民福祉部に異動されてきた方及び内部で異動があった方とさせていただきます。あらかじめ御了承のほどお願い申し上げます。

それではお願い申し上げます。

### **篠原久子市民福祉部長**

市民福祉部では、次長級2名、課長級5名、課長補佐級2名、係長級4名、計13名の異動がっております。

それぞれ、自己紹介をいたしますのでよろしくお願いいたします。

### **内田幸男市民福祉部次長兼健康増進課長**

おはようございます。

市民福祉部次長兼健康増進課長兼保健センター所長を拝命いたしました内田でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

### **橋本有功市民福祉部次長兼社会福祉課長**

おはようございます。

4月1日の異動で、市民福祉部次長兼社会福祉課長を拝命いたしました橋本有功と申します。皆様方の御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

### **村山一成市民協働推進課長**

おはようございます。

このたびの異動で、市民協働推進課長を拝命いたしました村山一成と申します。今後ともよろしく願いいたします。

#### **岡本昭徳市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長**

おはようございます。

4月1日の異動で、市民協働推進課参事兼課長補佐兼市民協働係長を兼ねまして、市民相談室長を拝命いたしました岡本昭徳と申します。今後ともよろしく願いいたします。

#### **犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長**

おはようございます。

4月1日の異動で、市民協働推進課地域づくり係長を拝命いたしました犬丸章宏と申します。よろしく願いいたします。

#### **下川有美市民協働推進課男女参画国際交流係長**

おはようございます。

同じく4月1日の人事異動で、男女参画国際交流係長を拝命いたしました下川有美でございます。よろしく願いいたします。

#### **林 吉治国保年金課長**

おはようございます。

4月1日の異動で、国保年金課長を拝命いたしました林と申します。御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

#### **山内一哲国保年金課年金保険係長**

おはようございます。

4月1日の異動で、国保年金課年金保険係長になりました山内一哲と申します。よろしくお願い申し上げます。

#### **平塚俊範税務課長**

おはようございます。

今回の人事異動で、税務課長を拝命しました平塚でございます。1年間よろしくお願い申し上げます。

#### **成富俊夫税務課長補佐兼固定資産税係長**

おはようございます。

4月1日の異動で、税務課長補佐兼固定資産税係長を拝命いたしました成富俊夫と申します。よろしく願いいたします。

#### **久保雅稔税務課長補佐兼市民税係長**

おはようございます。

4月1日の異動をもちまして、税務課長補佐兼市民税係長を拝命しました久保雅稔と申します。よろしくお願いいたします。

#### **江寄充伸 ともも育成課長**

おはようございます。

このたびの異動で、ともも育成課長を拝命いたしました江寄充伸と申します。御指導のほどよろしくお願いいたします。

#### **田中大介 ともも育成課子育て支援係長**

おはようございます。

このたびの人事異動で、ともも育成課子育て支援係長を拝命いたしました田中大介と申します。よろしくお願いいたします。

#### **中村圭一 委員長**

ありがとうございました。

1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、執行部準備のため暫時休憩とさせていただきます。

午前10時6分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午前10時6分開議

#### **中村圭一 委員長**

再開をいたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

専決処分の報告について

#### **中村圭一 委員長**

次に、専決処分についての報告を受けさせていただきます。どうぞ、御説明よろしくお願いいたします。



## 平塚俊範税務課長

資料のほうの1ページをお願いいたします。

専決処分等の報告ということで、平成26年度地方税法の改正が3月31日に公布されたことに伴い同日付けで、本市条例の一部の改正を専決させていただいております。

改正の内容につきましては、資料に挙げておりますとおり1番目として、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長で平成28年3月31日までとなっております。

2番目に、公害防止用設備の特例措置の追加及び期間の延長です。

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染防止法で指定している施設の特例が追加されており、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに延長されたものが対象です。

それと、ノンフロン製品に係る特例措置の追加では平成26年4月1日から平成29年3月31日までに設置されたものが対象でございます。

3番目に、既存建築物の耐震改修に係る固定資産税の特例措置に、新たに「不特定多数の者が利用する大規模な建築物」、「地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物」、「県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物」が追加されました。対象の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日ということで施行をさせていただいております。以上でございます。

## 中村圭一委員長

ありがとうございました。

まず、これから先に、委員の皆様から質疑があれば受けさせていただきたいと思いますが、何かございませんか。不明な点など。

## 古賀和仁委員

3番目の特例措置で、前とどういふふうになるんですかこれ。

## 平塚俊範税務課長

今までは、この1番の新築住宅と耐震改修にかかる部分がありましたけれども、今回につきましては、不特定多数。例えば、大きな病院、それから市役所、公民館等々の不特定多数の者が使用される分が対象となっております。

以上でございます。

## 古賀和仁委員

全体的な減額ということだと思いますけど、どのくらいの減額になるわけですか。

## 平塚俊範税務課長

減額割合につきましては、課税の2分の1でございます。

### **古賀和仁委員**

この部分だけということですか、全体ではなくてこの部分だけ、この示される部分だけが減額ということですか。

### **平塚俊範税務課長**

今回の法改正では、今回新たに耐震改修工事をした分が対象になりますので、その分だけと思ってもらって結構でございます。

### **松隈清之委員**

3番の不特定多数の者が利用する大規模な建築物というのは、具体的に申請があってから判断するんですか。

### **平塚俊範税務課長**

この不特定多数というのは、国のほうからこういったものが対象になりますよ、ということをおっしゃってきてます。その中で、申請があって、許可がされた分が対象になります。

### **中村圭一委員長**

ほかにありますか。

[発言する者なし]

なければ、次の報告に移りたいと思います。

### **林 吉治国保年金課長**

国保年金課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、御報告をさせていただきます。

この専決処分につきましては、3月定例会の委員会におきまして、国において平成26年度の地方税法施行令の一部改正が予定されていることに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部の改正が必要となるため平成26年4月1日施行分につきまして、専決処分をさせていただきたい旨の御報告をいたしておりましたが、この地方税法施行令の一部改正が平成26年3月31日に公布されましたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

改正の概要について、御説明させていただきます。

改正は2点ございまして、まず1点目は、賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分で、それぞれ限度額が法令で規定されておりますが、今回、後期高齢者支援金分14万円を16万円に。また、介護納付金分12万円を14万円に、それぞれ2万円ずつ引き上げるものでござい

す。

改正の2点目は、軽減措置の改正でございます。

これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。今回、軽減判定所得の改正は、応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正を行っております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では33万円に加え、24万5,000円に世帯主を除いた国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、改正により加算の対象が世帯主を含む国保加入者数となっております。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に加え、35万円に国保加入者数を乗じたものを加算しておりましたが、改正により乗じる額が45万円となっております。

このことによりまして、5割、2割軽減の軽減判定所得がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のおおの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

以上の改正の施行日は平成26年4月1日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後、直近の議会で議会の承認をいただくことになっておりますので、現在のところ来る6月定例会に専決処分の承認についての議案をお願いする予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

### **中村圭一委員長**

皆様方から質疑を受けさせていただく前に、資料の①、②のそれぞれ対象者数と影響額というか、その辺を先に教えてもらえますか。

### **林 吉治国保年金課長**

鳥栖市の影響でございますけれども、まず、本市の賦課限度額改定による増加額は、現時点における概算でございますけれども、後期高齢者支援金分が約300万円。介護納付金分が約180万円。合計で約480万円の増加を見込んでおります。

影響を受ける世帯数、被保険者数につきましては、後期高齢者支援金分につきましては、世帯数で約62世帯。うち35世帯が介護納付金分の影響を受けることになっております。被保険者数につきましては、後期高齢者支援金分が186人。そのうち、約58人が介護納付金分の影響を受けると見込んでおります。

軽減につきましては、新たに2割軽減の対象となる方は、いらっしゃらないというふうに見込んでおります。

それから、2割から5割に拡大される方が約627世帯。これは医療給付費分と後期高齢者

支援金分です。

さらに、介護納付金分につきまして2割から5割に拡大される方が約220世帯というふうに見込んでおります。

軽減額は改正後、2割軽減額は1,200万円ほどの軽減税額の減額となりますものの5割軽減は3,100万円増額いたしますので、差し引き1,900万円ほど軽減税額が増額するものと思われれます。

以上でございます。

#### **中村圭一委員長**

1,900万円減るということですね。

#### **林 吉治国保年金課長**

そうですね。軽減税額が増額するということでは、そうでございます。

#### **中村圭一委員長**

済みません、説明いただきましたが、この国保の関係で御質問、不明な点あればお伺いをしたいと思います。

#### **尼寺省悟委員**

以前も聞いたかどうかわかりませんが、この賦課限度額を改正する理由は何ですか、理由は。

#### **林 吉治国保年金課長**

国の説明でございますけれども、限度額の超過世帯の割合が平成26年度の推計におきまして、平成25年度と比べまして医療給付費分は3%未満である一方、後期高齢者支援金分は3.5%超、介護納付金分は4%超となっており、ばらつきが増加する見込みでございますので後期高齢者支援金分と介護納付金分をそれぞれ引き上げますと、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、ともども3%未満となるということで、賦課限度額を改めるということでございます。

#### **松隈清之委員**

この軽減税率、軽減措置の拡充の分の減額分というのは、国から補填される予定になっているんですか。

#### **林 吉治国保年金課長**

この財源の補填につきましては、消費税を財源とすることが閣議決定されておきまして、低所得者の保険料軽減拡大で、国で約500億円と試算をされております。

#### **松隈清之委員**

交付金みたいな形で来ると思っているんですかね。

**吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

軽減分につきましては、保険基盤安定繰入金の制度で一般会計からの繰り入れで補填するようになっております。

軽減額相当分を一般会計から繰り入れし、その分といたしまして県が4分の3を補填するような形になっております。ですので、市は4分の1ですね。

これを市の一般会計のほうが負担するというので、そういう制度になっております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

市が4分の1を負担するということですね、ふえた分というか軽減した分の。

今回の軽減措置の改正でふえる分というものっていうのは、要は、手当を、その分どっかからかされると思っていいんですかね。

**吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

先ほど、軽減額が増加する額が1,900万円と申し上げましたけども、この1,900万円のうちの4分の3が県、4分の1が市というふうな形での繰り入れになるということでございます。

**松隈清之委員**

ふえた分の4分の1は、自前で何とかしなさいっていうことなんですか。

**吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長**

そのとおりでございます。

**中村圭一委員長**

ほかに御不明な点あれば。ぜひ、6月にしっかりと議論していただいて、ほかにありませんか。

[発言する者なし]

なければ、以上で報告を終わらせていただきます。

oo

**中村圭一委員長**

本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、厚生常任委員会閉会とさせていただきます。

午前10時21分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 村 圭 一

